インドネシア国「国家警察捜査能力強化計画」

予備調査報告書

平成16年9月

独立行政法人国際協力機構

無償
CR10
04-224

日本国政府はインドネシア国の要請に基づき、同国の「国家警察捜査能力強化計画」に係る予備調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構は平成16年6月9日から6月19日まで予備調査団を現地に派遣しました。

この報告書が、今後予定される基本設計調査の実施、その他関係者の参考として活用されれば幸いです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申 し上げます。

平成 16 年 9 月

独立行政法人国際協力機構

理事 松井 靖夫

第1章 訓	周査の概要	1
1.1	調査実施の背景・経緯	1
1.2	調査の目的	1
1.3	調査団の構成	2
1.4	調查日程	2
1.5	主要面談者	3
第2章 イ	ンドネシア国家警察の活動	5
2.1	インドネシアにおける治安状況	5
2.1.1.	インドネシアのテロ情勢	5
2.2	国家警察の変遷と現状	5
2.2.1	国家警察の成り立ち	5
2.2.2	INP の組織	7
2.3	インドネシアにおけるテロ対策活動	8
2.2.1	インドネシア政府のテロ対策	
2.2.2	国家警察(INP)のテロ対策	9
2.2.3	他国からの支援状況	
2.4	CT 支援と民主化支援プログラムとの関連	. 10
第3章 プ	゚ロジェクトの概要	11
3.1	要請の背景	11
3.2	要請内容	11
3.2.1	現場鑑識機材	11
3.2.2	現場検分機材	. 12
3.2.3	無線指揮車	. 12
3.2.4	小規模無線システム	. 12
3.2.5	IT 搜查関連機材	. 13
第4章 調]查結果概要	. 14
4.1	警察改革支援	. 14
4.2	現場鑑識機材	. 14
4.2.1	現状	. 14
4.2.2	事案発生時の活動	. 15
4.2.3	人員及び臨場件数	. 15
4.3	現場検分機材	. 15
4.3.1	現状	. 15
4.3.2	事案発生時の活動	. 16
4.4	無線指揮車	. 16
4.5	小規模無線システム	. 17

	4		6		IT 捜査関連機材	17
	4		7		技術協力との連携	17
第	5	章		基	本設計調査に際し考慮すべき事項	20
	5		1		総論	20
	5		2		運営面	20
	5		3		維持管理面	20
	5		4		機材計画	21
		5.	4.	1	現場鑑識機材	21
		5.	4.	2	現場検分機材	21
		5.	4.	3	無線指揮車	22
		5.	4.	4	小規模無線システム	24
	5		5		調查実施体制	24
	5		6		技術協力との連携	24
	5		7		その他	25
		5.	7.	1	テロ対策に対する INP の取り組み	25
		5.	7.	2	情報の取扱	
		5.	7.	3	その他	25

第1章 調査の概要

1.1 調査実施の背景・経緯

2001年9月11日に米国で起きた同時多発テロ事件、それに引き続く2002年10月のイン ドネシア国(以下、「イ」国とする)バリ島における爆弾テロ事件は、イ国政府・国民に、 テロリズムが身近でかつ重大な脅威であることを認識させた。テロ事件の発生は、人々の 生命を奪い、安全な生活を脅かすだけでなく、経済活動、特にイ国の経済成長に必要不可 欠な外国投資に悪影響を与えるものであり、とりわけイスラム過激派「ジェマー・イスラ ミア(JI)」らによると見られるテロ活動が活発化していたことから、「イ」国政府は、2002 年10月に「反テロ法」を制定し、本格的にテロ対策を開始した。しかし、2003年8月には ジャカルタのマリオットホテルにおいて爆弾テロ事件が起きたことに示されるように、現 在までの措置はテロを撲滅させるまでには至っておらず、イ国政府のテロ対策能力を向上 させることが喫緊の課題となっている。

我が国は、現在策定中である国別援助実施計画において、 民間指導の持続可能な経済 成長、 民主的で構成な社会づくり、 平和と安定、の3本の柱を立てており、テロ対策 は3番目の「平和と安定」に重要な支援であることが確認されており、平成15年には「主 要空港・港湾保安施設改善計画」(無償資金協力)が実施されている。また、2003年6月 24日に発表された「国際テロリズムとの戦いに関する日・イ共同発表」において、我が国 政府が「イ」国政府に対して、警察及び法執行(出入国管理、航空保安、税関、輸出管理、 テロ資金対策、の合計6分野)について協力を行っていくことが合意されている。

「イ」国国家警察(Indonesian National Police 以下、「INP」とする)は、同国におけ るテロ対策を担当する主要機関であり、刑事局第6課(テロ対策課。現在はテロ対策特別 隊に改編。)を中心に情報部門、鑑識部門、科学捜査部門、各州警察本部が連携したテロ対 策を行い、テロ対策能力の向上に努めている。しかしながら、テロ対策を進めるための基 礎的な捜査活動能力を強化する上で不可欠である技術やノウハウ、機材のいずれもが不足 している状況にある。そのような技術やノウハウの習得については、米国、豪国を始めと する国際社会が研修等実施による協力をしているが、INPにおける資機材の不足は深刻であ り、捜査活動支援機材、鑑識・科学捜査関連機材が特に不足している中、イ国独自に調達 することが財政的に困難であることから、今般無償資金協力の要請があった。

1.2 調査の目的

本調査は、平和と安定のための支援の観点から、テロ対策支援のための協力は援助方針 と整合すると判断されるので、現地調査においては要請内容の妥当性、テロ対策に関する 将来計画、他ドナーの協力内容、について確認することとする。また、支援分野は異なる ものの、同じく INP を実施機関として、技術協力プロジェクト「市民警察活動促進プロジ ェクト」(以下「技プロ」とする)、無償資金協力「民主警察支援計画」(両案件は「市民警 察活動の促進」に対する協力)が実施中(無償については実施予定)であるので、これら 案件と本案件の関連、協力内容の調整の必要性の有無についても確認し、協力の必要性・ 妥当性につき検証することとした。

1.3 調査団の構成

調査実施に	あたっ	ては、	民間コンサルタントが有しないノウハウであること、 予備			
調査において	は機材	コンポー	·ネントの抽出が主な内容であることから、警察庁による協力			
の下、下記の官団員のみの調査団構成とした。						
団長(総括)	青木	眞	JICA 無償資金協力部 次長(審査室長)			
副団長 (技協	・無償	連携)				
	多田	知幸	JICA 無償資金協力部業務第1グループ教育チーム長			
無償資金協力	光橋	尚司	外務省経済協力局無償資金協力課課長補佐			
技術参与(捜	査能力[句上)				
	石井	孝	警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課課長補佐			
技術参与(現均	昜鑑識)				
	青木	博	警視庁刑事部鑑識課係長			
技術参与(重	大事件	捜査指揮:	システム)			
	硲	信雄	警視庁公安機動捜査隊係長			
技術協力	青木	崇	JICA 社会開発部業務第1グループ			
			ガバナンス・ジェンダーチーム			
計画管理	坪池明	日香	JICA 無償資金協力部業務第1グループ教育チーム			

1.4 調查日程

			青木(眞)	光橋	石井	青木(博)	硲	青木(崇)	坪 池
			総括	В	В	A	В	В	А
1	6/9	水	移動(成B	日 ジャカ	ルタ)				
2	6/10	木	09:00 日	本大使館和	長敬				
			10:00 プ	゚ログラム会	会議(調査	概要、全体	スケジュー	・ル確認)	
			13:30 W	G(調査概	悪要、スケシ	^{ジュ} ール説明	1、インドオ	ネシア側の	要請確認)
3	6/11	金	【グループA】(藤塚専門家同行)						
			09:00 INP 鑑識課(要請内容の確認、現況調査)						
			15:00 ジャカルタ警視庁鑑識課(配布体制、機材内容確認)						
			【グループB】(後藤書記官/竹葉専門家同行)						
			09:00 IN	IP テロ対策	§特別隊(う	テロ対策の3	見状、組織	概要、他国	支援)

「市民警察化支援計画」基本設計概要説明調査を主業務として、本案件については 15 日のプログラム 全体協議及び 17 日の WG (ミニッツ協議)のみ参団

			14:30 INP テロ対策特別隊、情報通信課(無線関連資機材)			
4	0/40	-				
4	6/12	土	資料整理			
5	6/13	日	団内打合せ			
6	6/14	月	【グループA】(午前:藤塚専門家同行、午後:後藤書記官同行)			
			09:00 INP 鑑識課ヒアリング、協議(事前研修の要否等)			
			14:30 INP テロ対策特別隊(現場検分関連機材調査)			
			【グループ B 】(午前:後藤書記官同行、午後:井口専門家同行)			
			09:00 INP 公安情報局 D 課協議(無線関連機材)			
			10:30 INP 刑事局第 2 課(IT 関連機材)			
			午後 プロジェクトサイト視察(ブカシ)			
7	6/15	火	09:00 プログラム全体協議(協力概要案説明、今後のスケジュール確認)			
			15:00 INP 予算開発局協議(ミニッツ概要説明)			
8	6/16	水	成田 09:00 テロ対策調整デスク協議			
9	6/17	木	他 団 員 09:00 ミニッツ案協議			
			と 同 行 午後 団内打ち合わせ、資料修正			
10	6/18	金	程 09:00 ミニッツ署名(INP)			
			13:00 同上(Cosigner テロ対策調整デスク)			
			16:00 JICA インドネシア事務所報告			
			【深夜】移動(ジャカルタ 成田)			
11	6/19	±	成田着			

要請機材が大きく4つに(現場鑑識関連機材、現場検分機材、無線資機材、IT 捜査関連 資機材)分類されるため、2分野毎にAグループ(現場鑑識、現場検分) Bグループ(無 線、IT 捜査)に分けて調査を実施した。なお、先方との協議には関連する専門家の同席を 得た。

1.5 主要面談者

インドネシア国家警察(INP/MABES)

Mr. Tjuk Sugiarso	Deputy of Planning and Development
Mr. B. Banu Saputra	Police Colonel, Directorate of Drug
	Enforcement & Organized Crime, Criminal
	Investigation Board
Mr. Amos Wau	Investigator, Directorate of Drug
	Enforcement & Organized Crime, Criminal
	Investigation Board
Ms. Erni Malina Irawati	Investigator, Directorate of Drug
	Enforcement & Organized Crime, Criminal
	Investigation Board
Ms. Venny Yulius S. Sos	Investigator, Directorate of Drug
,	Enforcement & Organized Crime, Criminal
	Investigation Board
Mr. Pranowo	Counter Terrorism Section, Criminal
	Investigation Board
	5

Mr. H. Romli Darwis Criminal Identification Section, Criminal Investigation Board 国家警察改革支援プログラムアドバイザー 山崎 裕人 (JICA 専門家)

ジャカルタ警視庁(Jakarta Metropolitan Police)

コノレン	「首代/」(Jakarta Metroporrian Fu	
Mr.	Suyanto	Chief of Section Communication and
		Electronic Directorate
Mr.	Sugeno	Chief of Identification Section
Mr.	I.Ğ.N. Darma	Chief Unit Scene of Crime,
		Identification Section
Mr.	Burhanuddin Hippy	Chief Unit Scene of Crime,
		Identification Section

ブカシ署(Bekasi Police Resort) Mr. Edward Syah Pernong Mr. Purwadi Arianto Director Deputy Director Deputy Director Chief of Identification Section Chief Unit of Vital Object Security 組織運営/プロジェクト・リーダー (JICA 専門家) 通信指令(JICA 専門家) 現場鑑識(JICA 専門家) 教育訓練(JICA 専門家) 業務調整(UICA 朝寿員) Mr. Sunarto Mr. Imam SaputraJarman 井口 重夫 竹葉 晃 藤塚 一幸 安藤 廣志 安齋 俊哉 業務調整 (JICA 調整員)

政治治安調整大臣府テロ対策調整デスク(Coordinating Desk For Counter Terrorism, Coordinating Ministry of Political and Security Affairs) Mr. Anyaad Mbai Chairman

日本大使館

秋元	義孝
鈴木	哲
後藤	輝久

公使
参事官
一等書記官

所長 次長 所員

JICA インドネシア事務所

加藤 圭一	5 - 0,0111
辻 尚志 上田 大輔	

第2章 インドネシア国家警察の活動

2.1 インドネシアにおける治安状況

「イ」国の治安情勢は流動的な要素がある。まず、多民族国家であることから、アチェ、 パプア、マルク、ポソ等の民族・地域紛争を抱えている。また、様々な政治・宗教グルー プの中には、活動を先鋭化しつつあるものもあり、バリ、ジャカルタにおける爆弾事件や、 対アル・カーイダ戦争に対する反対運動なども発生している。これらに加えて、一般犯罪 も金品を目的とした強盗、スリ、置き引き等が多発傾向にあり、銃器を使用した事案も増 加している。

2.1.1.インドネシアのテロ情勢

「イ」国は世界最大のイスラム教徒人口を抱えており、2003 年 8 月のジャカルタ・マリ オット・ホテル爆破テロ事件をはじめとするイスラム過激派によるテロ事件、アチェ及び パプアでの分離独立運動等不安定な状態が続いている。

また、2004年は、7月5日の大統領選挙、9月20日の決選投票など、10月20日の大統 領就任式まで選挙一色の年である。今後、大統領選挙期間に入り、対立勢力同士の衝突が 懸念されるほか、具体的な徴候はないものの、選挙の混乱に乗じたテロ事件の可能性は否 定できない。

イスラム過激派については、2002 年 10 月にバリ島爆弾テロ事件を引き起こしたジェマ・ イスラミア(JI:東南アジア島嶼部にイスラム国家を建設することを目指すイスラム過激 派組織)が、事件後の多数のメンバーの逮捕や大量の武器・爆発物の押収等により大きな ダメージを受けたとみられていたが、2003 年 8 月にジャカルタのマリオット・ホテルにお ける爆弾テロ事件を敢行し、引き続き外国人等を標的としたテロを行う意思と能力を有し ていることを内外に示した。

JI はアル・カーイダとの間で連携ないし協力関係を持っており、バリ島爆弾テロ事件後の捜査からマレーシア、シンガポール、タイ南部等を含む東南アジア島嶼部に広大なネットワークを形成していることが明らかになった。当局は、現在まで JI メンバーを多数逮捕しているが、逃走中のメンバーもおり JI によるテロの脅威は依然として高い。

2.2 国家警察の変遷と現状

2.2.1 国家警察の成り立ち

INP の起源は、1945 年 8 月 17 日のインドネシア共和国独立後、オランダ及び日本占領時 代にあった警察組織を内務省下に置くことから始まった。翌 1946 年 7 月 1 日には、首相直 轄の組織として独立した。1965 年の 9.30 事件発生と 1966 年のスカルノ初代大統領からス ハルト第 2 大統領への政権移行を経て、1967 年には陸・海・空の 3 軍とともに、国家指令 官の指揮下に置かれる「警察軍」となった。しかし、1997 年 5 月のスハルト政権崩壊後の

JICA 技術協力プロジェクト「市民警察活動促進プロジェクト」プロジェクトドキュメントより抜粋

民主化の流れの中で、1999年4月の大統領令第2号により国軍から分離、さらに2000年8 月の国民協議会決定第6号及び第7号により国防省からも分離され、大統領直轄の国家警 察となった。更に2001年12月には、INPの機能、機構等を規定する新警察法が制定された。 INPは、この新警察法に加えて、刑法、刑事訴訟法、国家緊急事態法などの関連法規にも従 って警察行政を執行することとなった。

INP のトップは国家警察長官であり、閣僚と同格の地位を有する。元首であり行政府の長 を兼ねる大統領は、国家警察長官に対する指揮命令権限を有している。国会は、大統領に よる国家警察長官の任免を承認する。政治・治安担当調整大臣は、国防(国軍)、治安(警 察)を含め政策の調整を行う権限を持つものとされており、INP に対して直接指揮命令する 権限を付与されたものではないものの、かかる政策調整権限は、実際においては各政府機 関に対し直接行使する形で運用されている。

また、INP と国軍との関係については、国家全体の安全にかかわる緊急事態が発生し、警察力だけで対応できない場合には INP が国軍の支援を受けることができることとなっている。また、国防にかかわる緊急事態の際は、国軍が中心となって対処し警察はこれを支援する。こうした国軍との連携については、警察法及び緊急事態法に規定される一方、詳細については政令で定めることとなっており、かかる政令は現在策定・協議中である。

なお、2002 年に設置された警察行政委員会の権限は、大統領に対し「助言」することで あり、国家警察に対する指揮命令権限や政策調整権限はない。政策の企画・立案に関して も、同委員会が企画・立案したものが当然に警察の政策となるわけではなく、大統領に対 する提案にとどまる。警察行政委員会は、議長、副議長、事務局長、及び 6 名の委員から 構成されるが、3 つの役職ポストには内務大臣、法務大臣、財務大臣が就任し、委員には専 門家・有識者・民衆の指導者的立場にある者が就任する方向で検討されており、議長は委 員の互選で選ばれることになる予定である。

INP は国家全体の警察行政を司っており、全ての警察官は国家警察長官の指揮下にあるが、 中央政府の地方分権化の基本方針に則り、一定の権限の州警察への移管を進めている。例 えば、地域警察署長の任命、少佐以下の職員の異動については、州警察に段階的に委譲す ることになる。また、下士官の採用も州警察が実施する。

他の法執行・治安維持にかかる他省庁・政府機関との関係については、INP と検察庁、国 家薬物取締局との間に若干の業務の重複が見られる。また、林野、税務、入国管理の各当 局は、それぞれの担当分野において第一次的な調査を行う権限を有している。国家人権委 員会も、人権侵害事案については第一次的な調査権を有している。

なお、準警察的とも言うべき組織等として、次のようなものがある。INPは、これら機関の組織体制強化及び協力関係の構築が必要であると考えている。

SATPAM(警備員)

企業等の依頼で警備を行う民間の警備員であるが、警察がその育成を行っている。 Hansip(文民警護隊) 選挙や災害の際に動員され、治安維持等を担う公的組織であり、地方政府から予算が出 ている。地域コミュニティーの安全を図る近隣自警システムの中核を担う。

Polisi Pamongpradja(自治体警察)

自治体に雇用される小規模の準警察的組織

2.2.2 INP の組織

INP における警察官総数は 289,022 人(うち本部(MABES)の職員数は 34,428 人)となっており、2002 年より約 34,000 人増加している。警察官の人数は、広大な国土、2 億人を 超える人口を考慮すると決して十分な数とは言えず、INP では今後 5 年間で約 9 万人の増員 を計画している(一般職員は半減を予定)。現在、警察官 1 人当たりの負担人口は 2002 年 ベースで 878 人、2003 年ベースで 750 人となっているが、INP ではこれを 2004 年までに 600 人台にすべく計画中である(なお、フィリピンでは 440 人、タイ 660 人、日本 550 人、欧 州諸国 300~400 人となっている)。

INP の組織概要は、概ね以下の通りとなっている。

INP 本部 (ジャカルタ) POLDA

長官は、ダイ・バクティアル警察大将で、2001 年 11 月就任。長官の下に、主席監察官、 次官代理、専門スタッフ調整官、次官3名(オペレーション、人事、ロジ担当)、刑事局長、 公安局長、地域安全局長、機動隊等が置かれ、それぞれの下に各部局が置かれている(2002 年7月の組織改編による)。

地方組織

原則として、26(2004 年 06 月現在は 30)の各州に州警察本部が置かれ(北マルク、バ ンテン、ゴロンタロ、バンカ・ブリトゥンの各州は警察本部が未設置のため分離前に属し ていた各州に置かれている警察本部が管轄)、この州警察本部(POLDA)の下には、地域警 察本部(POLWIL)、都市警察本部(PLTABES)、警察署(POLRES)が置かれており、INP本部 (MABES)から POLRES までの数は 390 ヶ所となっている。さらにその下に警察分署(POLSEK) 警察官立寄り所(POSPOLISI)が設置されており、これらを含めると全国 3,740 ヶ所となっ ている。(特に注記のない数は 2004 年 4 月現在)。

機能

捜査、制服警察の役割は、日本警察と大きく変わるものではない。日常のパトロール、 警備や初動対応を担当しているのは全警官の25%を占める制服警察官(約6万人)である。 地域警察(約1万人)は、住民指導とも言うべき役割を担っており、その任務は、地方議 員の議会活動監視から麻薬患者の更正まで多岐に及ぶ。警備部門については、機動隊(約3 万人)、及び上述の制服警察官が配備されているものの、質量とも十分ではなく、大規模な 暴動の鎮圧の際には、陸軍の大規模な支援を得て行っているのが実情である。また、警護 についても大臣クラスの来訪の警護は警察が担当するが、国賓、公賓級は大統領警護隊及 び国軍戦略情報庁が担当している。情報部門についても、INP本部から各警察署にいたるま で独自の情報部員を有するものの、国軍戦略情報庁を中心とする国軍に比べ、情報収集力、 分析力は不足している。交通警察については、交通取締のみを担当しており、交通管制、 規制等の多くは、運輸省及び州政府が担当している。

予算

予算は全て国家予算であり、経常予算と開発予算及びその他の予算からなっている。経 常経費は警察官の人件費、一般管理費、通常の警察活動に係る維持管理経費であり、開発 予算は警察官の教育・訓練、車両や通信機材の調達等施設や設備の整備に充てる予算であ る。

2.3 インドネシアにおけるテロ対策活動

2.2.1 インドネシア政府のテロ対策

「イ」国政府によるテロ対策は、2002 年 10 月のバリ島爆弾テロ事件までは必ずしも積極的とはいえない状態が続いていたが、同事件を契機に急速に諸措置がとられた。

テロ対策法制面では、同事件直後に、テロ行為への加重罰、テロ容疑者の身柄拘束に関 する特例等を主たる内容とする「テロ犯罪撲滅に関する法律に代わる政令」が制定、施行 され 2003 年 3 月に法律に格上げされた。テロ関連容疑者に対する捜査・取締りも急展開し、 外国当局の協力も得つつ、バリ島爆弾テロ事件容疑者をはじめとして多数のメンバーを逮 捕している。

(1)テロ対策担当機関

総合的なテロ対策は、政治治安担当大臣が担当することとされており、2002 年 12 月に同 大臣の下にテロ対策調整デスク(注)が設置された。また、テロに関する情報のとりまと めは大統領直属の情報機関である国家情報庁(BIN)長官が行うこととされている。具体的 な情報収集は、INP本部、国家情報庁、国軍戦略情報庁(BAIS)が行っているほか、テロ行 為の取締りは INP が担当している。INP には元々テロ捜査を専門に扱う課が存在しなかった が、2003 年に入り刑事局第6課をテロ対策特別隊に改組し、情報部門、テロ対策部門との 連携体制も整備された。

(注)テロ対策調整デスク

大統領令により政治治安担当調整大臣が担当することとされており、2002 年 12 月に同 大臣の下にテロ対策調整デスクが設置された。関連省庁の幹部 30 人からなり、テロ対策の 調整、法律の改正、実施、情報の評価、入国管理の強化、海空港セキュリティーの強化、 各国との情報交換に当たっている。現在、国家テロストラテジー及び実施マニュアルを策 定し、総合的なテロ対策に取り組んでいる。また、国際協力の面でもアジア地域での国際 フォーラムや 2 国間等でのテロ対策協力を積極的に推進している。

- 2.2.2 国家警察(INP)のテロ対策
- (1)国家警察(INP)のテロ対策の現状
 - テロの拡散、発生状況

2002 年以前、「イ」国において国際テロ事件が発生したことはなかった。しかし、バリ島 爆弾テロ事件により状況は一変し、「イ」国は国際テロリズムの脅威に晒されることとなっ た。「イ」国は国土が広大で、人口が各島に分布し、多民族化、一部は軍事化している。現 在まで様々な規模の爆弾テロ(自爆)が発生しているが、決め手となる有効な手段は見つ かっていない。犯人は多民族で特定が困難、外国人が関わっている場合もあり、テロのタ ーゲットは広範囲で、外国人も含まれる等困難な状況が続いている。

テロ事件の発生状況は、1999年が7件、2000年が75件、2001年が81件、2002年が28 件、2003年が7件、2004年が2件発生している(2004年6月現在)。

捜査状況

INP は、これまでに JI 関係者を 100 人以上逮捕しており、主な内訳はバリ島爆弾テロ事件に関連し 15 人、銃器・麻薬の不法所持及び強盗容疑 30 人、不法入国で 5 人、JI メンバーの逃走幇助で 35 人、マリオット・ホテル爆弾テロ事件関連で 20 人等である。一方、依 然逃走中の JI 幹部もおり、INP は全力でその追跡を行っている。

捜索等の実施

爆弾製造に使用される物質の摘発も進めており、10 回以上の捜索で塩素酸カリ、起爆装置、PETN 火薬、TNT 火薬、アルミニウム・パウダー、硫黄、塩素アンモニウム、起爆薬、 銃器等を多数押収している。

(2)国家警察のテロ対策担当部門

テロ対策特別隊

INP のテロ対策は、テロ対策特別部隊を中心に INP 関係各局、地方にも同様の部隊を組織 し、国内協力を充実させ発生時に即応できる体制を進めているが、人的限界(39人体制) があり十分な組織にはなっていない。バリ事件当時はテロ専門課はなかった。2003年5月 に刑事局第6課をテロ対策特別隊に改組し、2004年に入り本格化させている。事件発生初 期的には現場の警察が担当するが、捜査の主体は特別隊となっている。発生時には公安情 報局、科学捜査、鑑識等と連携し対処している。

主たる任務は情報収集、警備実施、捜査、資機材管理、オペレーション時の通信等を担当している。

将来は 300 人規模を目標に組織の拡充に努めており、現在はそれに向けての過渡期である。

タスクフォース

刑事局第 4 課に犯人の追跡、情報収集、捜査等に当たる国家警察・各州警察等からの混成部隊(原則 3 ヶ月) task force 設置し、テロ事件捜査においてはテロ対策特別隊とも連携しながら捜査を進めている。

刑事局第2課

近年急増しているサイバークライム、インターネット犯罪の取り締まり等、特別能力を 持つ新しい組織である。バリ島事件以降 PC 解析技術、資機材の重要性が増しているが、(テ ロ対策特別部隊で押収した PC 蔵置データの解析を 2 課が実施)、現段階では対応能力が低 い。IT 関連情報は各局が共有でき、今後は IT に関連する情報が増加して来ることが明らか である。当課とテロ対策特別隊は PC 利用犯罪捜査で共通しており、適正事件捜査、証拠化 のために密接に連携している。

公安情報局 D 課

公安情報局は、A 課:政治、B 課:経済、C 課:文化・社会、D 課:公安情報に分かれて おり、それぞれ72人体制であるが、人的限界から兼務が多い。D 課はテロ対策、人の密輸、 けん銃捜査、マネーローンダリング、紛争、麻薬、一般犯罪、外国人犯罪の分野における 情報収集を主たる任務としている。テロ対策特別隊との関係では収集した情報を適宜提供 し、特別隊と連携しテロ対策を実施する。D 課は公安情報(テロ情報)を収集し、犯罪の未 然防止に努めるが、刑事局の技術とは若干異なる。但し、事後の捜査活動では公安、刑事 が共同し事件を解明する。

2.2.3 他国からの支援状況

他国からの支援状況については、米国からはポータブルX線検査器1台が爆発物処理班に 供与されているほか、独、仏、英、豪等の主要国からは、インストラクターの派遣、セミ ナーの開催等人的側面からの支援がなされている。

2.4 CT 支援と民主化支援プログラムとの関連

国際テロ対策において、その未然防止が重要であるのは当然であるが、発生したテロに 対して、迅速的確に捜査を進め、犯人検挙を行うことも発生以後の第2、第3テロの未然防 止上極めて重要であり、その捜査能力の向上支援は国際テロ対策上大きな柱の一つといえ る。

但し、犯人検挙は、科学的捜査による客観的な証拠に基づく捜査であり、適正な手続き による捜査である必要がある。この観点から、警察の民主化という大方針の下、テロ対策 を含めた適正捜査を推進し捜査能力を向上させることは、「イ」国での国際テロ対策上、中 長期的にみればその抑止、鎮圧に有効な手段の一つといえることから、今回の資機材供与 の必要性は認められる。

第3章 プロジェクトの概要

3.1 要請の背景

2000 年 8 月の国民協議会の決定により国軍から正式に分離独立した国家警察に対して、わ が国(JICA)は、INPの「民主的な警察運営」、「警察活動の迅速化・効率化」、「犯罪発生の 減少」、「市民サービスの向上」、「警察組織における意識改革の促進」等を支援する目的で 「国家警察改革支援プログラム」を実施しており、個別専門家派遣の他、ジャカルタ警視 庁管内のブカシ警察署をプロジェクトサイトとした技術協力プロジェクト「市民警察活動 促進プロジェクト」を実施している。

INP は同国におけるテロ対策を担う重要機関であり、現在 INP においては、テロ対策特別 隊を中心に INP 本部、各州警察本部が連携したテロ対策を行い、テロ対策能力の向上に努 めている。しかしながら、活発化するテロ活動に対し、基礎的な捜査活動能力を強化する 上で不可欠である機材やノウハウが不足しており、捜査活動支援機材の調達に関する無償 資金協力の要請があった。

3.2 要請内容

関連する INP の各部署にその必要性と共に下記機材について確認した。本計画の要請機材と関連する INP の部署毎に活動内容と機材の必要性について協議した結果、INP はテロ対策を含む、イ国全体の治安を担う重要な機関であり、テロが多発している同国において INP の捜査能力の強化は重要な課題であることが確認された。以下が各要請機材の活用計画の概要である。

現場鑑識活動用資機材: INP 刑事局鑑識課が中心となり、各州警察に配備する計画。

現場検分活動用機材: INP 刑事局テロ対策特別隊が中心となり、事件現場における危険物 と想定されるものの検分に使用する計画。

捜査活動支援通信システム機材:テロ対策特別隊が中心となり、重大事件(テロ、大規 模事件等)が発生した時の捜査に使用する計画。

IT 捜査関連機材:公安情報局が中心となり、事件関連データ複製に使用する計画。 各分野の機材の内容、数量等について次項から詳細に記載する。

内容	数量 / 備考
現場鑑識機材	現場鑑識指紋採取セット 30 セット
	特殊指紋採取セット 30 セット
	現場写真撮影セット 30 セット
	上記セットは、若干内容が異なるが JKT 警視庁、ブカシ警察
	署、刑事警察学校に配布されている。
指紋撮影機	指紋資料を撮影する機材で INP 本部等 35 台
指紋照合機	現場指紋と保管指紋資料を照合する機材で INP 本部、州警察

3.2.1 現場鑑識機材

			用として31台	
CCD	カメき	ラ付	現場資料を拡大観察するデジタル顕微鏡、形態学観察用とし	
拡	大	鏡	て活用範囲が広い。1台	

現場鑑識指紋採取、特殊指紋採取、現場写真撮影セットを活用してブカシ警察署「市民 警察活動促進プロジェクト」を推進し成果が現れてきているところから大規模事案発生時 における鑑識活動機材として INP およびジャカルタ警視庁を除く全州警察本部に配布し、 指紋撮影機については、INP、全州警察本部およびブカシ警察署並びにコピー3署の35カ所、 指紋照合機は INP、全州警察本部へ配布活用を予定している。 CCD カメラ付拡大鏡は、形 態学的な異同識別など広範囲に活用できることから INP で使用、活用を計画している。

3.2.2 現場検分機材

内容	数量 / 備考
携帯用 X 線	不審物件検査用としてテロ対策特別隊に1台
検査機	
ファイバー	不審物件検査用としてテロ対策特別隊の地方部隊へ2台
スコープ	

各州にテロ対策の出先機関としてテロ対策特別隊(Kadensus88)が2003年5月に発足し、 部隊を育成しているがその部隊の装備資機材として活用することが確認された。

3.2.3 無線指揮車

重要事件発生時には、責任ある幹部が速やかに発生現場に臨場して、無線通信系等を活 用し、その状況に応じた事件指揮を行う必要がある。INPの事件指揮体制は、テロ等が 発生すると基本的に発生地の地方警察の上級警察官が司令官として指揮を行い、それとと もにテロ対策の特別隊から要員が派遣され、サポートすることにより事件対応を行ってい る。また、事件の内容により、各級指揮官がそれぞれ無線機2台を持ち、指揮拠点となる 場所に集まり、1台はオペレーション用、他の1台は上層部(以下指揮本部という)に対 する連絡用として発生事案に対処しているが、無線機の保有台数が極めて少ないうえ、幹 部が複数の無線機を所持するために、個々の捜査員にまでは行き渡っていないのが実状で ある。したがって現実の指揮命令伝達手段としては携帯電話等が主として用いられている。

このように発生現場における指揮命令の伝達手段として、無線通信の効果的活用が行われていないため、現状のままでは事件指揮上重大な齟齬を生じるおそれがある。

3.2.4 小規模無線システム

現在、「人質立てこもり事件」等の重要事件が発生した場合の現場での部隊運用は、基本 的に1チーム24人で編成され、さらにそれを4個班に分け、1個班が作戦指揮を担当し、 他の3個班を突入部隊としてオペレーションを決行するシステムになっている。このよう なオペレーションに際しての各部隊間の指示、連絡は個々に携帯電話等で行うために1対1 の相互通話に限られてしまい、部隊全体に対しての総合的な指揮・命令及び情報の共有化 がなされていないのが現状である。このような問題点を解決し、オペレーションを成功に 導くためには、部隊全体に対しての適切な指揮ができる無線通信系が是非とも必要となっ てくる。

3.2.5 IT 捜査関連機材

コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を初めとする各種分野のコン ピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家、社会の重要な 基盤を機能不全に陥れる「サイバーテロ」は、ハイテク犯罪の中でも最も甚大で深刻な被 害を及ぼす危険性がある。要請されている機材は、これらサイバー犯罪のみならず、テロ 事件後の証拠物を検証するための機材である。

ハードディスクデュプリケーターは、コンピュータのハードディスクを複製するもので あり、押収した証拠品からデータを複製し、解析する為に必要となる。その際に、ノート パソコン、デスクトップパソコン等のPCと解析ソフト、パスワードを解除するためのソフ ト、データを上書きできないようにするソフト等が関連機材として必要になる。

機材の導入にあったては、データ解析ソフトの使い方の指導等初期段階において、専門 家やメーカー技術者による指導が必要であるが、コンピュータの基礎知識があれば、その 後の使用については特に問題はないと思われる。

第4章 調查結果概要

4.1 警察改革支援

2000 年の国軍からの独立以降、イ国においては警察関係法令や警察機構改革等を含む警 察改革が行われているが、その活動の実態や警察官の意識からは依然として、民主化、市 民警察化に向けた更なる改善が求められている。このような中、INPの組織改革、機能改革 等を支援する目的で「国家警察改革支援プログラム」が実施され、国家警察長官政策アド バイザーとして専門家を派遣し、またプログラムの構成要素としてブカシ警察署をモデル とする技術協力プロジェクト「市民警察活動促進プロジェクト」(技プロ)の実施、専門家 派遣、本邦研修等が実施されている。

2004 年 9 月 17 日に E/N 署名が実施された無償資金協力「市民警察化支援計画」は、同プ ログラム内の、ブカシ署を拠点として実施されている技プロの 通信指令に関連したジャ カルタ警視庁 ~ ブカシ署間、及びブカシ警察署管内の無線通信網の構築、 現場鑑識活動 に関連したジャカルタ警視庁鑑識課・ブカシ警察署をモデルとしたコピー 3 警察署(チマ ヒ、クンダル、シドアルジョ)に対する鑑識機材、 個別専門家(「薬物対策」/イ側 CP 機 関は INP 本部薬物対策課)の活動に関連する薬物簡易鑑定機材を対象とし、無線通信網構 築に必要な資機材、鑑識関連資機材、薬物簡易鑑定資機材の調達が主な内容となっている。 これら資機材の整備により、客観的証拠に基づいた科学捜査能力の向上が期待され、警察 の民主化および能力強化の観点から、「民主的で公平な社会作り」の実現に貢献すると期待 されている。

4.2 現場鑑識機材

現在、ブカシ警察署において技プロによる現場鑑識の技術移転が実施され署鑑識係員の 技術、知識が確実に向上しているが INP 本部においては、全ての下部組織を統括する INP 本部鑑識課が鑑識業務に必要な機材、技術、知識を整備して全国にわたる下部組織の指導 にあたるべきと考えており、それにともない機材の必要性が確認された。

4.2.1 現状

警察捜査業務において鑑識業務は、一般的な捜査(聞き込み、供述等)に比較して重要 性の評価が低い。このことは、犯罪捜査において指紋等の物的証拠資料が十分に活用され ず、公判においても物的証拠が重要視されておらず、いまだに自供を中心とした捜査が主 流であることからも確認される。

しかし、市民警察活動を促進するうえで物的証拠による捜査は、近代警察捜査手法では、 衆知の事実であり「イ」国においても加速して技術革新が進んでおり各職員の鑑識に対す る意識も変化してきているところである。

要請を受けた現場鑑識指紋採取、特殊指紋採取、現場写真撮影セットは、現在、ブカシ 警察署において現場鑑識の強化のため機材供与及び専門家を配置して技術供与し、事件発 生時には、同行臨場して犯人が遺留した証拠物を地道に採取する活動を被害者や市民の面 前で展開することにより、市民に対して事件解決に向けた期待を高める成果が出てきてお り、現場活動で得たデータが人権にも配意した捜査活動に生かされるなど第一線で成果が 上がっている。この成果を全国に展開し、事案発生時に対応する上で現状の INP では、機 材、技術不足であることが確認できた。

指紋撮影機は、INP、ジャカルタ警視庁等に配布されていたが機材は古く故障して使用に 耐えるものはなく、通常の撮影で行っているが高度の技術を要し、また失敗が多く資機材 (フイルム、印画紙等)の無駄が生じている。

指紋照合機は、鑑定作業を行っている INP に設置されているがやはり機材が老朽化しさらには、機材備え付ランプが欠乏し使用できない状態にある。

4.2.2 事案発生時の活動

捜査能力強化という観点から INP の下部組織であるブカシ警察署で使用されている機材 は、INP 本部になくてはならないという認識が確認された。

テロ対策活動に関して、INP本部鑑識課の任務は、事件現場における証拠物の発見、被害 者の身元確認を担当して指紋採取活動、微物採取、似顔絵作成等を中心として活動してい る。同様に、JKT 警視庁においても重大事案発生時には、INP本部鑑識課の配下に入り活動 している。

4.2.3 人員及び臨場件数

INP 本部鑑識課は、課長以下 81 名で組織され、うち 45 名が警察官である。事件臨場は、 社会的重大事件に臨場しているが、年間平均 50~100 件臨場して採証活動を行っている。 通常の現場活動は、1 チーム 5 名であるが重大事件の場合は、支援要員 5 名が加わり 10 名 の臨場体制を取っている。

ジャカルタ警視庁は、課長以下28名、うち12名が国家公務員で組織されている。通常、 事件臨場要員は、1チーム3~4名が3交代で勤務している。事件発生時には、例えば強盗 事件の場合に事件現場には、鑑識係員と捜査員が約15名体制で臨場している。

テロ発生時には、約2倍以上の係員が臨場し鑑識課は現場の安全が確認された後に現場 活動を行うこととなっている。ジャカルタ警視庁の臨場件数は、月平均10件であり、参考 として東京警視庁本部鑑識課では月50~150件臨場し、通常事件の場合、鑑識課員は、10 ~15名が臨場している。

4.3 現場検分機材

4.3.1 現状

テロ対策の専門部署としてテロ対策特別隊(Kadensus88)が、北スマトラ、バリ、マッカ サル、東ジャワ、パプアの 5 州の警察本部を計画しており、北スマトラ、バリ、マッカサ ルにおいては、すでに人材育成が行われている。

今回の要請は、全国展開を計画している第 1 のステップとして北スマトラ、バリ、マッ

カサルに関して他国から供与済の携帯用X線検査機を活用し、日本から新たに供与された 場合に新たな携帯用X線検査機とファイバースコープを INP に配備して活用することを検 討している。

特にファイバースコープについては、不審物、危険物に対する検査ならびに捜査に必要 であることが確認された。X線検査機で画像を確認後、スコープを使用して肉眼で再確認 に活用したり、犯人グループ等の立て篭もり等の事案発生時に建造物の内部や犯人の動向 観察捜査に活用することが確認された。

両機材は、テロ事案の未然防止に必須のものであるが、携帯用X線検査機は、特殊な写 真フィルム(大型インスタント印画紙)など消耗品を要するため、さらに詳細な調査を要 することが確認された。

4.3.2 事案発生時の活動

携帯型X線検査機については、不審物が発見された際にまず検査機で検査し、安全性が 確認された後に内容を検査するという流れになっている。現在 INP が保有している携帯型 X線検査機は3台であり、これらは2003年5月にアメリカから供与された。X線検査機の 取扱については、事前訓練を必須としており、研修は終了しているものの台数が限られて いるため効率的に使用できない現状であることが確認された。将来計画としては、各州の 機動部隊に携帯型X線検査機を1台ずつ配備する計画である。

ファイバースコープについては、捜査担当部局に配備する計画で、不審物の内容を検査 したり、立て篭もり事件発生の際に建物の中の様子や犯人の様子を伺う際にしようする計 画であることが確認された。現在 INP が保有しているファイバースコープは携帯型の小型 のものであり、先を動かせるタイプのものを今後州警察本部に配備したい旨確認された。

不審物の検査の出動回数は、ジャカルタ市内で月に1~2回である。

4.4 無線指揮車

現在の INP の保有通信機器台数を鑑みると、重要事件等の発生に際して、本部と現場との通信指令関係が充分に機能していないのが実状である。

また、重大事件発生時において、テロリスト側から妨害電波が出されるなどにより無線通 信を利用した指揮命令が出来ない状態におちいる場合もある。

そのため、指揮官から部隊間及び個々の隊員に対する指示連絡を行う時は、個々の電話 番号をチェックしながら携帯電話を使用してのオペレーションとなるので、指揮命令に時 差が生じ、事件への取組体制に支障が生ずる。

さらに、INP は無線指揮車に類する車両を保有していないため、現場捜査活動は指揮官等 幹部を同乗させた個人所有車両を利用して行っている。

このような問題の解消や速やかな事件対応を行うためには、適切な指揮の出来る通信体 系を備えた無線指揮車システムを確立することが必要である。

無線指揮車を事件現場に急行させ同車両を拠点本部とし、各事件担当の指揮官が集合す

ることにより、的確な指揮・命令及び正確な情報がより早く本部及び現場部隊に伝達され、 事件の早期解決に大きく寄与することと思料される。

4.5 小規模無線システム

INP テロ対策特別隊でのハンディトーキーの保有台数は、ジャカルタ警視庁を含めて 102 台(モトローラ製 GP338)と極めて少なく事件発生時の対応には不充分である。

また、INP 公安情報局 D 課ではハンディトーキー中継機として 2 台の可搬型リピーターを 用い、相互の連絡体制を取っているが、いずれも、アナログ無線システムのため、盗聴、 電波妨害に対処することが出来ない。

これらの問題点を踏まえ、セキュリュテイを考慮しながら機敏な部隊活動を行うために は、小電力デジタル方式のハンディトーキーシステムの導入が必要であり、これにより、 各捜査員に対して、一斉指令にはもとより個々の具体的任務について、指揮命令すること も可能となる。

4.6 IT 捜査関連機材

IT 捜査関連機材として要請されている機材は、サイバーテロ犯罪の対策に使用するハー ドディスクデュプリケーターとそれに関連する解析ソフト類である。機材の運用にあたっ ては、初期段階での技術指導と併せて機材供与されることが望ましく、場合によっては技 術協力のスキームにより対応することも検討されるべき、ということが調査の中で明らか となった。

また、反汚職委員会(国家警察とは別組織。インドネシアにおいては、ここ数年の間に 様々な司法制度に関する改革が進められてきており、弁護士法の制定、司法委員会の設立、 反汚職委員会の設立等が進められている)からも同様の機材の要請が日本政府に対しなさ れており、双方の組織(INP、反汚職委員会)を対象とした機材供与と技術指導という形の 技術協力の可能性についても現地大使館担当官から示唆された。

INP における当該機材の用途については、前に述べたとおりであるが、具体的な活動部署 としては、刑事局第2課に配置し、主にサイバーテロ対策に使用する、ということであっ た。

4.7 技術協力との連携

要請コンポーネントおける技術協力の必要性については以下のとおり認められた。

(1) 指紋採取等鑑識活動用資機材

当該分野においては警察本部、ジャカルタ警視庁、双方の鑑識課より技術指導を行う専 門家派遣の要望があった。これは、ブカシ警察署で行われている市民警察活動促進プロジ ェクトにおける鑑識分野専門家のこれまでの活動が、その重要性、効果ともひろく認めら れた結果と推測され、現行プロジェクトの成果ともいえる。鑑識分野におけるイ警察の状 況は上述する状況からも当該技術の習得に積極的であると思料できる。

当資機材も現在行われている技術協力プロジェクトの鑑識分野の活動と共通性が極めて 高く、今回の供与先に対する技術移転にも係る状況をうまく利用し、国家警察改革支援プ ログラム内で、現行する市民警察活動促進プロジェクトの活動進捗状況に配慮しつつ、プ ロジェクトの活動の一環として対応を検討し、プロジェクト、プログラムに効果的に裨益 する方法を調整し、実施することが望ましい。

(2) 捜査活動支援通信システム資機材

通信システム資機材のうち無線指揮車にかかる技術協力の必要性が認められた。当該機 材においてはその有用性は認識するもの通信指令全般における技量は総じて十分でない状 況である。イ警察は、すでに派遣されている専門家の活動とその効果を認識しており、機 材のみならず、専門家による技術指導の重要性を強く認識し、当該分野においても専門家 による技術協力の必要性を挙げられた。

当分野は現在の市民警察活動促進プロジェクトの活動と独立してプログラム内に位置づけることで調整が図られていることから、新たに無線指揮車の利用方法に関する技術指導を目的とした専門家派遣の必要があると思われる。搭載される資機材の使用方法と、関連する無線機材の利用方法をともに技術指導できる専門家によるサポートが、機材納入のタイミングで行われることが重要であることが確認された。

基本的に当該分野はソフトコンポーネントによる対応が必要であるが、無線指揮車を構 成する機材によってはソフトコンポーネントでの対応が難しくなる場合も想定される。こ のような場合は上記専門家による支援は一層重要となる。ソフトコンポーネントが可能な 場合でも、時期を合わせ無線指揮車に関する業務を把握した警察官における技術指導を行 うことはその効果を高めるものとなると思料される。

(3)現場検分活動用資機材

事件現場において実際に使用するにあたっては、使用方法の理解が重要であり、インド ネシア語の取り扱い説明等に配慮し、ソフトコンポーネントでの対応等の検討が望ましい。 既にアメリカにより供与されている機材については、取扱説明書は英語であるものの、供 与時に取り扱い、使用方法に関する研修が行われたとのことであった。

(4) I T 捜査支援機材

使用方法の理解が重要であり、特殊な資機材のため専門家派遣による技術指導の要請が あった。

一方で、当該分野が既存のプログラムの活動との調整、位置づけについて確認が必要で あり、その対応方法については今後検討を要すると思われる。

当該機材の緊急性は高いことから、支援の必要性はあるもののその対応方法については 別途検討する必要がある。

専門家派遣の要請内容

要請機材	ソフトコン	専門家派遣	備考
	ポーネント		
指紋採取等現場鑑識活動用資			技術移転(専門家派遣)は現
機材			行プロジェクトにて対応
捜査活動支援通信システム機			機材納入のタイミングでの
材			専門家派遣
現場検分活動用機材			
IT捜査支援機材			対応するスキームの検討が
			必要

第5章 基本設計調査に際し考慮すべき事項

5.1 総論

テロ対策を担当する専任部署として、テロ対策特別隊(Kadensus88)が2003年5月に発 足し、各州にテロ対策の出先機関としてテロ対策特別隊を育成している。全国展開の最初 のステップとして、北スマトラ(メダン)バリ、マカッサル、東ジャワ、パプアの各5州 の警察本部を計画しており、すでにメダン、バリ、マカッサルにおいては、人材育成がな されていることが確認された。

また、鑑識技術についても全ての下部組織を統括する INP 本部鑑識課として、下部組織 (ジャカルタ警視庁、ブカシ警察署)に先に配備されている機材と同様の機材を有し、そ れにより、日本の専門家と共に全国の州警察本部に対してトレーニングを行う計画である ことが確認された。

一方で、捜査能力強化の必要性は認められるものの、要請機材と実際の活動内容の関係、 数量の妥当性については、INPにおける要請機材を使用した活動計画及び維持管理計画が固 まっておらず、基本設計調査実施までにそれぞれの計画を策定する必要がある。

5.2 運営面

運用面、運営面における留意事項を下記のように整理した。

- ・ 要請機材の管理体制:活動により配置場所が頻繁に変更される無線指揮車等については、 責任部署の確定に加え、管理簿を作成する等の管理体制の徹底が必要である。要請され ている無線指揮車3台をどのように管理するのかについても具体的な計画が必要である。
- ・要請機材の適正数量:今回の予備調査においては、活動の概要、組織人員体制についての基礎的情報は収集できたが、機材数量と人員体制、活動のバランスが必ずしも明確にはなっておらず、基本設計調査においては明確な活動計画とそれに基づく計画数量の策定が重要となってくる。
- 事前知識習得(研修、技術指導等)の必要性:機材によっては(現場鑑識関連機材等)
 既に技術協力のスキームにより整備されている機材を用いて、プログラムの専門家による事前指導等も実施されるとより効果が高くなることが期待される。
- 5.3 維持管理面

運用面に加え、維持管理面における留意事項を下記のように整理した。

- 機材納入時の技術指導:「機材の使い方」にかかる技術指導が必要な機材及び必要な期間について、先方の実施体制、技術レベルも踏まえた上で検討する必要がある。
- 資材、部品の調達可能性の検討:機材の運用にあたって、薬品や溶液を継続的に調達する必要がある機材が含まれていることから、現地調達の可能性、部品調達先の検討が十分になされる必要がある。

5.4 機材計画

5.4.1 現場鑑識機材

現在、ブカシ警察署の推進状況から現場鑑識の重要性が全国に浸透してきている。これ らの状況から警察のリーダーである INP 本部鑑識課としては、適正な数量の現場鑑識等セ ットの配備は必要不可欠と考えており、この重要性は、「イ」国国家警察(INP)はもとより、 市民警察への発展へ繋がるものと考える。

また、資機材の供与にともない技術移転に対する要望が非常についよく、機材納入のタ イミングを視野に置き、ソフト面の投入時期、形態(短期。長期専門家の派遣)を技術協 力担当部署と詳細な連携を取っていく必要がある。

現場鑑識等セットについては、当初ブカシ警察署へ供与したセットと若干異なり、指紋 検出粉末からカメラまで約75種の機材であり、基本設計調査時には綿密な点検、検討が必 要である。

CCD カメラ付拡大鏡、指紋投影機については、INP における機材の特性の理解と機材維持 予算の確保を含むメンテナンスの確認をする必要がある。

指紋撮影カメラについては、従来形式とともに技術の進歩により各種簡易接写機材が開 発されており、基本設計時にこれらの導入も含めて検討の必要性がある。

INP においては、各国から機材の供与を受け、活用していたが現場鑑識技術移転がブカシ 警察署における「市民警察活動促進プロジェクト」の目覚ましい進歩により、機材の新規 要請はなかったものの、人材育成面での技術供与に対する強い要請が確認された。

特に、従来の指紋採取技術、足跡鑑定官の育成、さらには似顔絵技術など INP 本部の鑑 識技術者を育成して、全国の州警察を指導する計画があり、ブカシ警察署レベルを超える 技術移転を要請する意向が確認された。

今回の調査においてオーストラリアからの援助として特殊指紋採取ラボが供与されてい ることが確認された。

供与機材一覧については、末尾に添付したが重複している機材は除外することで INP 本部と合意した。

5.4.2 現場検分機材

他ドナーの協力についてみると 2003 年 5 月にアメリカ(FBI)の協力で携帯型X線検査 機、ファイバースコープ各 3 台が供与され爆発物処理班に配備されている。

しかし、組織の全国的な拡大やテロ事件の発生の地域が限定されていないから機材が不 足しているのが現状である

他のドナー協力については、テロ対策情報交換(米 FBI:豪 AFP;Australian Federal Police:Interpol)研修(米 Anti Terrorism Assistance:豪 Jakarta Center Law Enforcement Cooperation)等である。

アメリカの研修は、メガメドン刑事警察学校においてアメリカ人指導者による実践研修

が行われている。

今回の調査においてテロ特別隊の全国展開の計画や重点地域について確認された。

また、INPの予算等を考慮すると、消耗品を最少に迎えるための機材について今後も継続 調査が必要であると認められる。

さらにこの種機材は、現在イスラエル製がもっとも進歩しているが、国家的な宗教感か ら問題もあり、基本設計調査においては、これらの点についても十分に考慮しなければな らない。

ファイバースコープについては技術の進歩にともない単に肉眼で観察するだけでなくデ ジタル画像をモニターに表示して多人数で検討したり保存装置が付加された機材があり、 基本設計調査において広視野に立った検討が必要である。

5.4.3 無線指揮車

現状を踏まえ、無線指揮車を導入する必要があると認められるところ、これを効果的か つ広範囲な運用を図るための装備概要については下記事項に考慮する必要がある。

項目	留意事項
車両関係	大型バスをベースとして改造を行い、電源供給は3系統(外部商用
	入力電源 220 V ・発電機による電源・エンジン始動による電源)と
	して運用する。
	車内には、操作卓を設け操作卓内に必要とされる機器類を設置する
	(無線指揮車全体図・無線式車操作卓配置図参照)
TV モニター	・各メディアから放映される事件現場の状況を把握する。
	・捜査官が事件現場でビデオ撮影した映像を見る。
	・無線指揮車後方に取り付けられた監視カメラ(昼夜間兼用)から
	の映像を確認し、無線指揮車の防護を図る。
VTR(PAL 方式 2 台)	・各メディアから写しだされる画像を録画し、事件分析の参考に資
	する。
	・ビデオ撮影してきたテープの再生を行う(DV・VHS 対応、撮影カ
	メラ (PAL 方式) とのシステム一体化)
車載無線機	・800MHz:INP 使用共通周波数を使用しての統一的な指揮を行う。
(INP 使用周波数対	・400MHz:同周波数を使用しての指令を行っている地域での効果的
応)	な運用を図る。
	・可搬型リピータ対応無線(秘話装置付)
	無線指揮車内において、事件内容を把握しながら、各チームに対し
	て指令を行う。
	・航空無線(エアーバンド)

	ハイジャック事件等の発生に対応するために、機長と管制官、ハイ
	ジャック犯と管制官等の交信内容を傍受し、事件内容をリアルに把
	握する。
	* カセットレコーダーは、この通話内容を記録するために必要であ
	ය.
車載駆動式アンテナ	車上に設置されているアンテナを車内において操作する。無線指揮
操作盤	車を運用中のときは各アンテナを立て、終了時にはアンテナを倒し
	て移動する。
車載用発電機配電盤	無線指揮車の搭載資機材を効率的に運用するためには、安定した電
	源供給が必要であることから、車載用発電機を搭載し、配電盤によ
	り各機器類に電源を供給する。
DC-DC コンバータ	各無線機に対して、車両電源 24V から無線機用電圧 13.8V に変圧し
	安定した電圧を供給する。
コピーボード	事件内容等最新情報をボードに書き込み、その内容をコピーし参考
	資料として捜査員に持たせる。
ホワイトボード	窓側に数枚のホワイトボードをかけて、情報内容、事件現場からの
(窓掛け用)	報告内容を書き込み情報の共有化を図る。
片折机	通常は、車内のスペースを確保するために片側を折っておくが、事
	件指揮体制のときは、通常の机として使用し、通信機材等を置く。
移動電話	保秘を必要とする情報内容について現場と通話するときにしよう。
駆動式アンテナ	商用テレビを受信するアンテナ
ルーフ	車天井部に設置し、車内から速やかに各種アンテナの取り付け、昇
	降装置の機能確認を行う。出入り口扉については外部から開けられ
	ないものとする。
サイドオーニング	炎天下、雨天時等において、捜査員が無線指揮車内に収容しきれな
	いとき、サイドオーニングを引き出してこの下に待機させる。
アンテナポール昇降	800MHz 帯等のアンテナをアンテナポールに取り付けて高くするこ
機	とにより障害物による無線障害が減少し、広範囲の無線到達が可能
	となる。
冷蔵庫	事件が長期に亘った場合、気候を考慮しての環境つくり。

今後は、下記の諸問題について考慮していく必要がある。

- ・効率的な無線指揮車運用について、機材の操作要領、維持管理についての指導教養
- ・予算の範囲内における搭載資器材の選定
- ・各種機器類のメンテナンスの重要性と継続的な予算措置
- ・無線通話に対しての妨害、混信、盗聴に対する防止策

- ・消耗品に対しての補充関係
- ・無線指揮車の耐用期間
- ・無線指揮車の駐車場所の確保
- 5.4.4 小規模無線システム

INP 側の現有無線機材のほとんどは、特定社製品であるが、既に老朽化し、また、アナロ グ式のため、保秘にも問題があることから軽量のデジタル式無線機に換えることが喫緊の 課題である。小規模無線システム(可搬型リピーター)は、部隊間、班グループ単位での 活用に限られていることから、資機材の入れ替えも容易であり、今後は特定社製品にこだ わることなく、下記を条件に導入することが必要である。

・可搬型リピーターとして山頂などに車輌を利用して設置することにより、30W出力で見 通し距離、概ね20キロメートルの範囲をカバーできること。また、山頂に設置できない場 合は、ビルの屋上に設置することにより大きな効果を得ることができること。

・リピーターは小型可搬型で搬送しやすいこと。

・単体で操作できること。

- ・場所をとらないこと
- ・頑丈なアルミケースを使用し、仕様用途に応じた電源の切り替え可能であること。
- ・ハンディトーキーは小型軽量であること。

現在まで、INP テロ対策特別隊・公安情報局 D 課での協議の場で、INP 側はアナログ周波 数を利用していることにより、盗聴され、操作情報等が外部に漏れてしまうことに強い危 機感を抱いており、リピーター側とハンディトーキー側双方に早急にセキュリティシステ ムの導入を図ることを強く希望している。

5.5 調査実施体制

本予備調査においては、調査実施計画策定の段階から、要請機材、コンポーネントの抽 出作業には高度な専門性が要求されることが想定されたことから、官団員のみの調査団構 成とした。先方、INP との協議においては、その専門性に加え、テロ対策、捜査能力向上の 観点から秘密保持の必要性についても触れられていた。基本設計調査実施においては、報 告書の取扱も含め、INP の活動等に関する情報の取扱については十分留意する必要がある。

また、要請機材については、主に事件発生後の証拠物押収やその照合、分析に必要とされる機材であるところ、基本設計調査においても捜査体制や人員、将来計画も含めた活動の実態を把握した上で、適正な仕様、数量が策定されるべきである。

5.6 技術協力との連携

INP からの新規要請にも現れているように、技術移転に対する要望が非常に強く、資機材の納入のタイミングに併せての研修等に対する具体的な要請が今後 INP から出てくること

が想定される。今後は、これら要望について、時期や投入形態(専門家派遣・短期/長期) を技術協力担当部署と詳細に協議する必要がある。

特に、現場鑑識関連資機材のうち、現場鑑識指紋採取セット、特殊指紋採取セット、現 場写真撮影セットについては、ジャカルタ警視庁、ブカシ警察署に既に供与されているこ とから、全国的な広がりについては、既に技術移転がなされているブカシ警察署のプロジ ェクトとの調整、連携を密に行う必要がある。また、指紋撮影機(INP本部、各州警察本部、 ブカシ警察署、チマヒ警察署、クンダル警察署、シドアルジョ警察署)、CCDカメラ付拡 大鏡(INP本部、各州警察本部)については、それぞれの組織レベルにおける捜査活動に使 用する計画であることが確認されたが、持つべき機能(機材のグレード)、数量、配布体制 については引き続き INP 側の具体的な計画化、絞込みについての検討が必要となっている。

また、IT 捜査支援機材(ハードディスクデュプリケーター、解析ソフト等)については、 反汚職委員会に対する技術協力と併せて INP にも供与する計画で別途技術協力(専門家派 遣+資機材供与)の要請が出されている。今後の対応スキームについて、機材納入時期、専 門家派遣時期と合わせて検討されることが必要である。

5.7 その他

5.7.1 テロ対策に対する INP の取り組み

本調査の中でも、豪国から INP 本部鑑識ラボに対する協力が確認される等、テロ対策分 野、捜査能力強化にかかる各国からの支援は今後も増えていくと予想される。特に、テロ 対策の分野については、ドナーの数のみならず、協力対象分野も多岐にわたることから、 調査の段階毎に、必要に応じて各ドナーとの調整が必要となってくる。また、資機材につ いてもテロ事件が高度化していくにつれ、対象機材も変化してくることも予想されること から、基本設計調査においては、INP の将来計画も含めた検討が必要であると言える。 5.7.2 情報の取扱

既に前述の調査実施体制の部分にも記載したが、現在の INP における組織改革は順調に すすめられており、テロ対策の部分については今後も拡大が計画されている。バリ島を初 め、ジャカルタのマリオットホテルにおける爆弾テロ等のテロ活動が活発化している中、 INP の組織体制、保有機材等に関する情報については、慎重に取り扱うべきであり、調査収 集資料の翻訳、報告書の取りまとめ等には細心の注意を要する。本予備調査報告書につい ても秘扱いとするが、基本設計調査報告書のみならず、本体実施の際の入札図書等の取扱 についても十分留意する必要がある。

5.7.3 その他

無償資金協力と技術協力との関連を簡略に図化したものが別添1のとおり。

以 上

インドネシア国家警察改革支援プログラム概念図

平成 16 年 9 月 27 日 JICA 無償資金協力部 長期·短期専門家」 無償資金協力「主要空港・港湾保安 **** |注2|:JICA 研修事業(国別特別研修・第3国研修)等は図に重なるものであるが、複雑になるので省略 薬物対策 捜査指揮システム (仮称) 施設改善計画」(04 年 5 月閣議) もの街 テロ対策調整デスク プログラム調整員(プロジェクト調整員) (無償②に関連) 「短期専門家」 「市民警察化支援計画」(04年9月E/N、5.2億円) その缶 無線通信分野、現場鑑識分野、薬物対策分野 交番セット:2005年1月BD 予定 (05年5月閣議予定、要請金額約4億円) 基本設計調査終了(2004年6月) (4)IT 搜查支援機材:現時点 BD 調查対象 内容:下記3分野関連資機材 国家警察長官政策アドバイザー(プログラムマネージャー) 基本設計調查(2004年12月予定) 1)指紋採取等現場鑑識活動用資機材 (3) 捜査活動支援通信システム機材 予備調査終了(2004年6月) 国家警察搜查能力強化計画 【無償資金協力①】 (2)現場検分活動用機材 【無償資金協力②】 要請内容 実施期間 2002 年8月~2007 年7月(フェーズ1) (4) 基盤整備(鑑識ラボ、交番(3箇所)) 「市民醫察活動促進プロジェクト」 プロジェクトリーダー/組織運営 注1]:「無償資金協力」の視点から見た JICA 事業 (2) オウンターパート 単豪 注3]: 点線は要望のあった新規の技術協力 プロジェクト調整員 (1) 専門家派遣 (3) 機材供与 (直接の関連なし) 通信指令 現場鑑識 反汚職委員会 教育



別添2

Name of items	Quantity	Institutions to be provided with items	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
A. Radio Communication System for Supporting Investigation Activities	ctivities	1. 11년 1월 18일 (19일 - 19일 - 1 11년 11년 11년 11년 11년 11년 11년 11년 11년 1	捜査活動支援通信システム
Radio Communication Car(1)+Subscriber Radio(10)	3 set	Counter Terrorism section, Public Security information Bureau, Task Force for Counter Terrorism	通信システム資機材(無線指揮車、携帯無線機)
Base Station(1)+Subscriber Radio(10)	15 set	Counter Terrorism section, Public Security information Bureau, Task Force for Counter Terrorism	小規模無線系(リピーター+携帯無線機)
B.Equipment for Criminal Investigation Activities			鑑識活動用資機材で見たいになった。ここでは、ここでは、ここで、
Magnifier with CCD Camera	1	DCIH ANI	CCDカメラ付拡大鏡
Fingerprint Enlarging and Printing Machine	31	INP HDQ, all POLDAs	指紋照合機
Fingerprint Photography	35	INP HDQ, all Polda, Bekasi Polres, 3 copy Polres	指紋撮影機
Powder Method Fingerpring Collection Set	30	INP HDQ, all Polda (exept Polda Metro Jaya)	現場鑑識指紋採取セット
Chemical Method Fingerprint Collection Set	30	INP HDQ, all Polda (exept Polda Metro Jaya)	特殊指紋採取セット
Field Photograph Set	30	INP HDQ, all Polda (exept Polda Metro Jaya)	現場写真撮影セット
C.Equipment for Criminal Scene Investigation Activities			現場検分活動用資機材。這些認識的。
Portable X-ray Inspector	1	Counter Terrorism Section, INP HDQ	携帯用X線検査機
Fiber Scope Search Kit	2	Counter Terrorism Section, INP HDQ	ファイバースコープ

MINUTES OF DISCUSSIONS PREPARATORY STUDY on the Grant Aid Project for "Strengthening Capacity of Investigation of Indonesian National Police" In the Republic of Indonesia

In response to a request from the Government of the Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "GoI"), the Government of Japan(hereinafter referred to as "GoJ") decided to conduct a Preparatory Study on the Grant Aid Project for "Strengthening Capacity of Investigation of Indonesian National Police (hereinafter referred to as "the Project") and entrusted the study to the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA").

JICA sent to Indonesia the Preparatory Study Team (hereinafter referred to as "the Team"), which is headed by Mr. Makoto AOKI, Deputy Director General, Grant Aid Management Department, JICA, and is scheduled to stay in the country from 9th June to 18th June, 2004.

The Team held discussions with the officials concerned of Indonesian National Police(hereinafter referred to as "INP") and conducted a field survey at the study area.

As a result of discussions and field survey, both parties confirmed the main items described in the attached sheets. Subject to the decision by the Government of Japan, JICA will conduct a Basic Design Study(hereinafter referred to as the "B/D") on the Project.

)

)

Mr. Makoto AOKI Leader, Preparatory Study Team, Japan International Cooperation Agency

Jakarta, 18th June, 2004

Drs. TJUK SUGIARSO Deputy Chief of Indonesian National Police, for Planning and Development

pao

Drs. Ansyaad Mbai Chairman, Coordinating Desk for Counter Terrorism, Coordinating Ministry for Political and Security Affairs

ATTACHMENT

1. Objective of the Project

The objective of this Grant Aid Project is to assist INP for strengthening its capacity of investigation, and also in its administrative reform into civilian police, by providing the GoI with financial support in procurement of equipment.

2.Project sites

1

Ì

The sites of the Project are INP HDQ(MABES), 30 State Police(POLDA), and four Regional Police(POLRES; Bekasi, Cimahi, Kendal, and Sidoarjo).

3. Responsible and Implementing Agency

The responsible and implementing organization is INP.

The organization chart is attached in ANNEX-1.

4. Items requested by Indonesian side

Through series of discussions with the Team, the items described in ANNEX-2 were confirmed by both sides. JICA will compile the result of the study and will report the findings to the Government of Japan.

5. Japan's Grant Aid Scheme

5-1 The Indonesian side understood the Japan's Grant Aid Scheme explained by the Team, as described in ANNEX-3.

5-2 The Indonesian side will take the necessary measures, as described in Annex-4, for smooth implementation of the Project, as a condition for the Japanese Grant Aid to be implemented.

6.Schedule of the Project

JICA will send the B/D team to Indonesia after the approval of GoJ.

The B/D team will define the detail items, quantities, specification and so forth for the preparation of the final approval of GoJ.

7. Other relevant issues

(1)Request for the Technical Cooperation

For the sake of the technology transfer on sustainable operation and maintenance, the Indonesian side strongly pointed out the need for dispatch of Japanese experts. They also understood that another official request on technical cooperation should be submitted through diplomatic channels such as the Embassy of Japan and the JICA Office.

Also, the Japanese side responded to convey its request to each section which concerns in Japan.

(2)Proper Use and Maintenance

ì

)

The Indonesian side understood to summarize a plan for the appropriate use and maintenance system, including distribution plan, before the B/D. Also, the Indonesian side understood that INP has responsibility to conduct periodical monitoring and evaluation of the progress of all phases of the Project such as allocation and use of recurrent cost, operation and maintenance of the equipment, manpower development of INP.

END



~~ /

ANNEX-2 Equipment List

<u>name of items</u>	quantity places to be provided	C/P
1) Equipment for Criminal Investigation Activities	ctivities	
Powder Method Fingerprint Collection Set -	30 INP HDQ, ALL POLDA (Except JKT POLDA)	Criminal Identification Section, INP
Chemical Method Fingerprint Collection Set	30 INP HDQ, ALL POLDA (Except JKT POLDA)	Criminal Identification Section, INP
Field Photograph Set		Criminal Identification Section, INP
Fingerprint Photography	35 1MP HDG, ALL POLDA, 4 POLRES(Bekasi, Cimahi/Cibabat, Kendal, Sidoarjo) Criminal Identification Section, 1NP	Criminal Identification Section, INP
Magnifier with CCD Camera	1 INP HDQ	Criminal Identification Section, INP
Fingerprint Enlarging and Printing Machine	31 INP HDQ, ALL POLDA	Criminal Identification Section, INP
(2) Radio Communication System for Supporting	ing Investigation Activities	
Radio Communication Car(1)+Subscriber Radio(10)	CounterTerrorism section, 3setsPublic Seculity information Bureau, Task Force for Counter Terrorism	Criminal Investigation Bureau,INP
Repeater(1)+Subscriber Radio(10)	CounterTerrorism section, 15sets Public Seculity information Bureau, Task Force for Counter Terrorism	Criminal Investigation Bureau, INP
(3) Equipment for Criminal Scene Investigat	Investigation Activities	
Portable X-ray Inspector	1 Counter Terrorism Section	Counter Terrorism Section, Criminal Investigation Bureau.INP
Fiber Scope Search Kit	2 Counter Terrorism Section	Counter Terrorism Section, Criminal Investigation Bureau INP
(4) Equipment for Supporting IT Investigation Hard Disc Duplicator+Hard Disc Examiner	ion	Criminal Investigation Bureau, INP

og.

1

)

)

S

Japan's Grant Aid Scheme

The Grant Aid Scheme provides a recipient country with non-reimbursable funds to procure the facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for economic and social development of the country under principles in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. Grant Aid is not supplied through the donation of materials as such.

1. Grant Aid Procedures

(1) Japan's Grant Aid Scheme is executed through the following procedures.

- Application
 Study
 Appraisal & Approval
 Appraisal & Approval
 Approval by Cabinet
- Determination of Implementation (The Notes exchanged between the Governments of Japan and the recipient country)
- (2) Firstly, the application or request for a Grant Aid project submitted by a recipient country is examined by the Government of Japan (Ministry of Foreign Affairs) to determine whether or not it is eligible for Grant Aid. If the request is deemed appropriate, the Government of Japan assigns JICA to conduct a study on the request. If necessary, JICA send a Preliminary Study Team to the recipient country to confirm the contents of the request.

Secondly, JICA conducts the study (Basic Design Study), using Japanese consulting firms.

Thirdly, the Government of Japan appraises the project to see whether or not it is suitable for Japan's Grant Aid Programme, based on the Basic Design Study report prepared by JICA, and the results are then submitted to the Cabinet for approval.

Fourthly, the project, once approved by the Cabinet, becomes official with the Exchange of Notes signed by the Governments of Japan and the recipient country.

Finally, for the implementation of the project, JICA assists the recipient country in such matters as preparing tenders, contracts and so on.

2. Basic Design Study

)

(1) Contents of the Study

The aim of the Basic Design Study (hereinafter referred to as "the Study"), conducted by JICA on a requested project (hereinafter referred to as "the Project"), is to provide a basic document necessary for the appraisal of the Project by the Government of Japan. The contents of the Study are as follows:

- a) confirmation of the background, objectives and benefits of the Project and also institutional capacity of agencies concerned of the recipient country necessary for the Project's implementation;
- b) evaluation of the appropriateness of the Project to be implemented under the Grant Aid Scheme from the technical, social and economic points of view;
- c) confirmation of items agreed on by both parties concerning the basic concept of the Project;
- d) preparation of a basic design of the Project; and
- e) estimation of costs of the Project.

The contents of the original request are not necessarily approved in their initial form as the contents of the Grant Aid project. The Basic Design of the Project is confirmed considering the guidelines of Japan's Grant Aid Scheme.

The Government of Japan requests the Government of the recipient country to take whatever measures are necessary to ensure its self-reliance in the implementation of

an /

the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization in the recipient country actually implementing the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country through the Minutes of Discussions.

(2) Selection of Consultants

For the smooth implementation of the Study, JICA uses a consulting firm selected through its own procedure (competitive proposal). The selected firm participates the Study and prepares a report based upon the terms of reference set by JICA.

At the beginning of implementation after the Exchange of Notes, for the services of the Detailed Design and Construction Supervision of the Project, JICA recommends the same consulting firm which participated in the Study to the recipient country, in order to maintain the technical consistency between the Basic Design and Detailed Design.

3. Japan's Grant Aid Scheme

(1) Exchange of Notes (E/N)

)

)

Japan's Grant Aid is extended in accordance with the Notes exchanged by the two Governments concerned, in which the objectives of the project, period of execution, conditions and amount of the Grant Aid, etc., are confirmed.

(2) "The period of the Grant" means the one fiscal year which the Cabinet approves the project for. Within the fiscal year, all procedure such as exchanging of the Notes, concluding contracts with consulting firms and contractors and final payment to them must be completed.

However, in case of delays in delivery, installation or construction due to unforeseen factors such as weather, the period of the Grant Aid can be further extended for a maximum of one fiscal year at most by mutual agreement between the two Governments.

(3) Under the Grant, in principle, Japanese products and services including transport or those of the recipient country are to be purchased.

When the two Governments deem it necessary, the Grant Aid may be used for the purchase of the products or services of a third country.

However, the prime contractors, namely consulting, constructing and procurement firms, are limited to "Japanese nationals". (The term "Japanese nationals" means persons of Japanese nationality or Japanese corporations controlled by persons of Japanese nationality.)

(4) Necessity of "Verification"

The Government of the recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals. Those contracts shall be verified by the Government of Japan. This "Verification" is deemed necessary to secure accountability to Japanese taxpayers.

(5) Undertakings required to the Government of the Recipient Country

In the implementation of the Grant Aid project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as the following:

- a) to secure a lot of land necessary for the construction of the Project and to clear the site;
- b) to provide facilities for distribution of electricity, water supply and drainage and other incidental facilities outside the site;
- c) to ensure prompt unloading and customs clearance at ports of disembarkation in the recipient country and internal transportation therein of the products purchased under the Grant Aid;
- d) to exempt Japanese nationals from customs duties, internal taxes and fiscal levies which may be imposed in the recipient country with respect to the supply of the products and services under the verified contracts;

ag/



- e) to accord Japanese nationals whose services may be required in connection with the supply of the products and services under the verified contracts such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work;
- f) to ensure that the facilities constructed and products purchased under the Grant Aid be maintained and used properly and effectively for the Project; and
- g) to bear all the expenses, other than those covered by the Grant Aid, necessary for the Project.
- (6) "Proper Use"

The recipient country is required to maintain and use the facilities constructed and equipment purchased under the Grant Aid properly and effectively and to assign the necessary staff for operation and maintenance of them as well as to bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid.

(7) "Re-export"

)

)

The products purchased under the Grant Aid shall not be re-exported from the recipient country.

- (8) Banking Arrangement (B/A)
 - a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an account in the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan (hereinafter referred to as "the Bank"). The Government of Japan will execute the Grant Aid by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the verified contracts.
 - b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to the Government of Japan under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Government of recipient country or its designated authority.

(9) Authorization to Pay (A/P)

The Government of the recipient country should bear an advising commission of an Authorization to Pay and payment commissions to the Bank.

Necessary	Measures	to	be	taken	by	each	government
110000000000000000000000000000000000000	1.104041.00		~ ~		· · ·	UN UN	gover mineare

)

)

No	Items	To be covered	To be covered
		by Japanese side	
			side
1 To se	ecure land		•
2 To cl	lear, level and reclaim the site when needed		
3 To co	onstruct gates and fences in and around the site		•
4 To co	onstruct the parking lot		(•) [*]
To co	onstruct roads		
5 1)) Within the site		(2)
2)	Outside the site		(•)
6 To C	onstruct the building		•
Тор	rovide facilities for the distribution of electricity, water supply, drainage		
	other incidental facilities		
1)]	Electricity		
	a. The distributing line to the site		
	b. The drop wiring and internal wiring within the site	•	
	c. The main circuit breaker and transformer		
2) \	Water Supply	•	
	a. The city water distribution main to the site		_
	b. The supply system within the site (receiving and/or elevated tanks)		•
			•
7 3) I	Drainage		
/	a. The city drainage main (for storm, sewer and others) to the site		•
(b. The drainage system (for toilet sewer, ordinary waste, storm drainage		•
	and others) within the site		·
4) (Gas Supply		
	a. The city gas main to the site	-	•
	b. The gas supply system within the site		
5)]	Telephone System		
	a. The telephone trunk line to the main distribution frame / panel (MDF)		•
	of the building		•
	b. The MDF and the extension after the frame / panel	•	
6) H	Furniture and Equipment		
	a. General furniture		
	b. Project equipment	-	
To be	ear the following commissions to a bank of Japan for the banking services	•	
based	l upon the B/A		
8 1) A	Advising commission of A/P		••••
	Payment commission		•
To e	ensure prompt unloading and customs clearance at the port of	••••	•
disen	nbarkation in recipient country		
1)	Marine(Air) transportation of the products from Japan to the recipient		
9 0	country	•	
	Tax exemption and customs clearance of the products at the port of disembarkation		•
	nternal transportation from the port of disembarkation to the project site	•	
			-
10 To a	accord Japanese nationals whose services may be required in connection in the supply of the products and the services under the verified contact		0
such	a facilities as may be necessary for their entry into the recipient country		
and	stay therein for the performance of their work		
11 To a	exempt Japanese nationals from customs duties, internal taxes and other		
fisca	al levies which may be imposed in the recipient country with respect to	Ì	-
the s	supply of the products and services under the verified contracts		
1		1	

ag

* If necessary

ANNEX-4

12	To maintain and use properly and effectively the facilities constructed and 'equipment provided under the Grant	ANNEX-
13	To bear all the expenses, other than those to be borne by the Grant, necessary for construction of the facilities as well as for transportation and installation of the equipment	

.

M

.

.

.

• . •

)

.

)

`

. .

.

 運転席	操作卓	小	折畳み椅子	ゴビーボード	跳ね上り式椅子	片折り机	長椅子(取外し可能)	バックモニター	移動電話	赤色警光燈	駆動式アンテナ	レーフ	サイドオーニング	乗降口(非常口)	冷蔵庫	FAX	ポール昇降機	ホワイトボード) 資器材収納庫) 後部監視カメラ
Θ	0	0	Ð	6	0	Ø	0	0	9	0	8	8	Ð	9	9	0	9	9	6	9







別添5

: 1

